

守山市介護保険における福祉用具購入費支給について

1. 対象者

要介護1～5、要支援1・2の認定を受けた者。

※介護保険のサービスを利用するためには、守山市介護保険課が行う「要介護（要支援）認定」を受ける必要があります。

2. 対象となる用具

種目	機能または構造等
① 腰掛便座	次のいずれかに該当するもの ・和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの ・洋式便器の上に置いて高さを補うもの ・電動式またはスプリング式で便座から立ち上がる際に補助できる機能を有しているもの ・便座、バケツ等からなり、移動可能である便器（居室において利用可能であるもの）
② 自動排泄処理装置の交換可能部品	自動排泄処理装置の交換可能部品（レシーバー、チューブ、タンク等）のうち尿や便の経路となるものであって、居宅要介護者等又はその介護を行うものが容易に交換できるもの
③ 排泄予測支援機器	膀胱内の状態を感知し、尿量を推定するものであって、排尿の機会を居宅要介護者等又はその介護を行う者に通知するもの
④ 入浴補助用具	入浴に際して座位の保持、浴槽への出入り等の補助を目的とする用具であって、次のいずれかに該当するもの ・入浴用いす ・浴槽用手すり ・浴槽内いす ・入浴台（浴槽の縁にかけて浴槽への出入りを容易にするためのもの） ・浴室内すのこ ・浴槽内すのこ ・入浴用介助ベルト
⑤ 簡易浴槽	空気式または折りたたみ式等で容易に移動できるものであって、取水または排水のために工事を伴わないもの
⑥ 移動用リフトのつり具の部分	
⑦ スロープ（★）	段差解消のためのものであって、取付けに際し工事を伴わないものに限る
⑧ 歩行器（★）	歩行が困難な者の歩行機能を補う機能を有し、移動時に体重を支える構造を有するものであって、四脚を有し、上肢で保持して移動させることが可能なもの
⑨ 歩行補助つえ（★）	カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、ブラットホームクラッチ及び多点杖に限る

※ 都道府県知事の指定をうけた指定特定福祉用具販売事業所で購入した場合のみ対象になります。

※（★）⑦・⑧・⑨は、令和6年4月1日から対象種目に加わりました。（⑦・⑧・⑨は、「貸与」または「購入」のいずれかを選択できます。ケアマネジャーや、福祉用具の指定事業者にご相談ください。）

3. 購入費

福祉用具購入費の支給限度基準額（対象費用の上限）は、同一年度（4月1日から翌年3月末まで）で10万円です。

かかった費用の1割、2割または3割が利用者の負担になり、9割、8割または7割が支給されます。負担割合は本人所得により決まります。

福祉用具購入費は支給限度基準額内で何回かにわけて利用することができます。

購入費の支給は、同一年度で同一種目1回に限られています。ただし、破損や介護の必要の程度が著しく高くなった等の特別の事情がある場合で、市が必要と認めるときは、同一種目について再び福祉用具購入費が支給されます。

4. 購入費の支払い方法

①要介護（要支援）認定がある場合・・・**受領委任払い**利用者は販売事業者で購入費の1割、2割または3割を支払い、残りの9割、8割または7割は守山市から販売事業者を支払われます。

②要介護（要支援）認定を申請中の場合・・・**償還払い**

利用者は販売事業者へ10割（全額）を支払い、要介護（要支援）認定決定後に守山市から利用者へ対象経費の9割、8割または7割が支払われます。

※要介護（要支援）認定がおりなかった場合は、購入費の支給はできませんのでご注意ください。

③入院（入所）中の場合・・・**支給対象外**

要介護（要支援）認定の有無に関わらず、支給の対象になりません。退院（退所）後に守山市に申請をしてください。

5. 手続きの流れ

以下の①～⑧の流れになります。受領委任払いと償還払いでは提出する書類が異なりますので、ご注意ください。

購入前には必ず介護保険課の確認が必要です。

①要介護（要支援）認定

要介護（要支援）認定を受けていない場合は、守山市へ要介護（要支援）認定の申請をして、認定を受けてください。

②ケアマネジャー等との相談

心身の状況により日常生活で困っている点や用具の必要性を相談してください。

③販売事業者の選択、打ち合わせ、見積依頼

利用する人の心身の状態や生活スタイル、介護者の状況に合った用具を選んでください。

福祉用具専門相談員の専門知識にもとづく助言をうけて用具を選択します。

※選択するときの注意点 利用者の心身機能を把握する。

- 用具を使う目的をはっきりさせる。
- 目的に合った用具を選ぶ。
- 利用者の心身の状態に合っているか試してみる。(用具の性質上、試用や調整ができないものもあります。)

④福祉用具購入費支給の事前申請（購入前の申請）福祉用具購入前に守山市が適切な利用かどうか確認をします。事前申請をされずに購入された場合は支給対象となりません。

※受領委任払いと償還払いでは、一部の提出書類が異なります。

提出書類			作成者		
			利用者	事業者	ケアマネジャー等
購入前の申請	受領委任払い	福祉用具購入費支給事前承認申請書 (※注1)	○		
	償還払い	福祉用具購入費支給申請（請求）書 (※注1)	○		
	福祉用具の必要性に係る理由書				○
	福祉用具購入の見積書 (※注2)			○	
	購入予定の福祉用具の概要を記載した書面 (※注3)			○	

※ 注1 申請者は本人（利用者）です。

※ 注2 利用者あての見積書で、事業所の印、日付が入っているもの。

福祉用具の品名、見積価格が記入されているもの。

※ 注3 福祉用具のカタログのコピー等。

⑤守山市介護保険課の内容確認・承認介護保険課 ⇒ 利用者へ福祉用具購入費事前承認決定通知の送付

介護保険課 ⇒ ケアマネジャー ⇒利用者・事業者へ福祉用具購入承認の連絡

⑥福祉用具購入利用者から事業者へ購入費用の支払い受領委任払いと償還払いでは、利用者から事業者への支払い額が異なります。

受領委任払い⇒1割、2割または3割分、償還払い⇒10割分

- ⑦ 福祉用具購入費の支給の事後申請（購入後の申請）購入後、介護保険課に以下の書類の提出が必要です。

※受領委任払いと償還払いでは、一部の提出書類が異なります。

提出書類			作成者		
			利用者	事業者	ケアマネジャー等
購入後の申請	受領委任払い	福祉用具購入費支給申請書	○		
		請求書・代理受領委任状（※注４）	○	一部○	
		領収書（１割、２割または３割）（※注５）		○	
	償還払い	福祉用具購入費支給申請（請求）書	○		
		領収書（１０割）（※注５）		○	

※注４ 請求者欄と委任者欄は利用者が記入し、受任者欄と口座振込依頼欄は事業者が記入してください。

※注５ 対象費用の限度額は 10 万円で、福祉用具購入に要した費用の 9 割、8 割または 7 割が支給されます。（1 円未満切捨て）

- ⑧ 福祉用具購入費の支給内容審査後に支給します。

介護保険課⇒利用者へ福祉用具購入費支給決定通知の送付受領委任払い：介護保険課 ⇒事業者へ支払われます。

償還払い：介護保険課 ⇒利用者へ支払われます。



【問い合わせ先】

介護保険課 Tel 077-582-1127

地域包括支援センター Tel 077-581-0330

Fax（共通） 077-581-0203